

のような教諭書⁴³を發したことがその発端である。

世にあわれむへく、にくむへきハ、おのか生業のたよりとて、うみたる子を取りあけず、あまつさへころすありときゝしか、いか我領内にも、この悪風うつりしときく、鳥けものすらその子をいつくしみ、おのかいのちうしなふをもわすれて、子をうはわれしとすること多くあり、いけるものはおのつから、天の道そなわるところあるものなるに、人としてとりけものにもおとりたるは、いかなることによ、そもゝ土地ハもと公儀のものなれハ、わか領分とてもあつかりたてまつる所なれハ、領内のひとはすなはち、公のひとと思ふなり、されはうまるゝ子もその親のわたくしの物とおもふへからず、天下の人と思ふへし、それをおのかすきハひのたつきをはかりて、ころすといふことは其罪かるからぬことなり、かかゝる私の心もて、なさけなき事をなすハ、天の道にそむく事なれハ、いつかは天のとかめなくてはかのふまし、いまよりかたくいましめて、かゝるひかことなすへからず、よて此後は領内をきゝたゝさしめ、うまるゝ子あらは、めくみそたてゝ、とらすへけれハ、よくよくこのむねを心得へきものなり

文政元年七月四日

(花押)

かなが多用され、広く領民に普及させようとしたあとがうかがえると同時に、藩主が直接花押を据え、藩主から直接領民に呼びかける形式がとられている。全体の趣旨は墮胎・子返しが「天の道」に背くことを説く内容である。生まれた子を育てない・殺すということが、沼田藩領内にもみられることであるというが、これは「悪風」であり、鳥や獣でさえ、子をいつくしみ、自分の命を犠牲にしても子どもの命を守ろうとするほどである。つまり、これは生けるものすべてに備わるものであるはずなのに、なぜ人が獣に劣るような所業をするのであろうか、と教諭書は述べる。そして、注目すべきはその続き、下線を引いた箇所である。そもそも土地は「公儀」のものである。したがって、わが土岐氏の領分、つまり沼田藩領もまた、「公儀」から預かったものである。したがって、領内の人はずべて「公のひと」である。それが、自分の生活の維持を理由として、子どもを殺してしまうのは、その罪の重いことである。このような「私」の心で、墮胎・子返しのようなことをしてしまうのは、天の道に背くことであり、いつか必ず天から罰が下る。固くこのことを戒めて、こうしたことを根絶したい。よって、今後は、領内を調査して、生まれる子供は恵み育てるようにしたいので、その旨を心得ておくように、というのである。

この文章には、領主から見た場合の、子どもの位置づけが明瞭に表れている。そもそも、

ということである。自明のことのようであるが、領主―村―家というシステムのもとにおかれた近世的子育てにおいて、子育ての営為それだけを単独で変化させることは不可能であった。領主、村、家がそれぞれ子育てについて、どのような利害を有していたか。本報告書が得た知見をふりかえるならば、そのことは容易に理解されよう。子育てという営為が、単独でコントロール可能な領域であるという発想こそ、まさに子育てを私的な家族の中に囲い込んだ近代家族的発想であるように思われる。子育て実践の変化は、社会のあり方そのものの変化と結びついていると考えなければならない。

第四に、近世の「家」と「村」とは、現在のわれわれからみて、失われた可能性として直接に回顧しうるようなものではないことである。この点、報告者は歴史の変化は不可逆的であるという立場をとる。地租改正が村請制を解体し、職住の分離の進展、社会構成員の雇用労働者化が進んだ現在、「家」と「村」の子育てが、時にノスタルジックに見えるとしても、それは「回帰すべき過去」とするべきではないし、またそれは不可能である。究極的には、近世の「家」と「村」は、領主制的な支配のもとにおかれた存在であり、そこでの子どもへの情愛はそうした制度に枠づけられていたことは、本報告書で繰り返し述べた。そして、近代的人権の観念を受容したわれわれには、村の強いられた共同性や、それに由来する地域社会による妊産婦への監視といった施策は、到底受け入れられないであろう。

以上四点をふまえ、しかしなお、われわれは、孤立した家族、近代家族による子育ての行き詰まりに直面しているとするならば、そして近代家族の行き詰まりが、「出産と育児の相互監視」の再建に至るといような悪夢を避けようとするならば、近世の「村」とは異なる「地域」の立ち上げを構想せねばならない。それは、近世的な強いられた共同性とはことなるものでなくてはならないだろう。領主財政の観点からする人口増加策としての養育仕法が、結局のところ、領主からの「押し付け」であったことを想起しよう。そして、「村請制の村」は、その負担を押し付けを村内部で押し付けあうという性格を否応なく帯びるものでもあった。そこでは、子どもが存在することは、貢租負担者の確保という目的へ向けた手段として意味づけられている。そうであればこそ、目的の優先順位が変更されれば、子育てのための政策は別の政策に一例えば沼田藩における軍備増強のように一置換されてしまう。

もし、われわれが、近世の「村」と異なる地域を立ち上げようとするならば、それは諸個人が、自らの意思と能力とに基づいて相互に子育てを扶助しあうような場でなければならないだろう。あるいはそれこそが、かつてマルクスが「自由な人びとのアソシエーション」⁵⁵と呼んだものなのかもしれない。しかし、その具体的構想について語ることは、もはや本

-
- ⁴² 沢山、注 38 前掲書、p.108.
- ⁴³ 『沼田市史 資料編 2 近世』(1997 年)、p.245.
- ⁴⁴ 朝尾直弘「公儀と幕藩領主制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史 5 近世 1』、東京大学出版会、1985 年)。高木昭作『近世日本国家史の研究』(岩波書店、1990 年)など参照。
- ⁴⁵ 塚田孝『近世日本身分制の研究』(兵庫県部落問題研究所、1987 年)など参照。
- ⁴⁶ 注 43 前掲史料、p.246。
- ⁴⁷ 注 43 前掲史料、p.250。
- ⁴⁸ 『沼田市史 通史編 2 近世』(2001 年) p.279。
- ⁴⁹ 「男子出生届」(「藤塚清温家文書」466、群馬県立文書館所蔵)
- ⁵⁰ 注 43 前掲史料、p.253
- ⁵¹ 「藤塚清温家文書」390-2。
- ⁵² 「藤塚清温家文書」55、56、57。
- ⁵³ 「藤塚清温家文書」388。
- ⁵⁴ 注 43 前掲史料、p.256。
- ⁵⁵ マルクス(岡崎次郎訳)『資本論 1』(大月書店、1972 年)、p.145。訳文一部改変。